

平成25年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第1号）

平成25年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,480,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,682,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		0	34,800	34,800
	1 一 般 会 計 繰 入 金	0	34,800	34,800
4 県 債		0	3,445,200	3,445,200
	1 県 債	0	3,445,200	3,445,200
歳 入 合 計		1,202,556	3,480,000	4,682,556

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費 貸 付 事 業 費		239,651	3,480,000	3,719,651
	1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費	239,651	3,480,000	3,719,651
歳 出 合 計		1,202,556	3,480,000	4,682,556

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
被災中小企業施設・ 設備整備支援事業貸付金	3,445,200	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人中小企業 基盤整備機構の業務 (産業基盤整備業務を除く。)に係る 業務運営、財務及び会計に関する 省令(平成16年経済産業省令第74号)第1条の2第3号の規定により 独立行政法人中小企業基盤整備機構が業務方法書(貸付準則)に定める 償還の方法	独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務 (産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、 財務及び会計に関する省令(平成16年経済産業省令第74号)第1条の2第3号の規定により 独立行政法人中小企業基盤整備機構が業務方法書(貸付準則)に定める償還の方法
計	3,445,200			

平成25年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 貸付勘定収入		37,626	950	38,576
	2 繰越金	9,547	950	10,497
歳 入 合 計		98,996	950	99,946

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 業 改 良 資 金		98,996	950	99,946
	1 貸 付 勘 定	37,626	950	38,576
歳 出 合 計		98,996	950	99,946

平成25年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,579,985千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		12,890,743	273	12,891,016
	1 一般会計繰入金	12,890,743	273	12,891,016
7 県債		338,300	691,200	1,029,500
	1 県債	338,300	691,200	1,029,500
歳入合計		16,888,512	691,473	17,579,985

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		16,888,512	691,473	17,579,985
	3 公 債 費	1,501,800	691,473	2,193,273
歳 出 合 計		16,888,512	691,473	17,579,985

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費			4,797,000
	1 管 理 費		4,797,000
		維持管理費（再生・復興）	4,797,000
合	計		4,797,000

第 3 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道整備工事（県中処理区）	平成 26 年 度	201,000
同 上（二本松処理区）	同 上	144,000

平成25年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額992,919千円は、過年度分損益勘定留保資金708,240千円及び当年度分損益勘定留保資金284,679千円で補てんするものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	1,479,201千円	451,300千円	1,930,501千円
第1項 企業債	1,073,500千円	451,300千円	1,524,800千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,471,552千円	451,868千円	2,923,420千円
第2項 企業債等償還金	779,909千円	451,868千円	1,231,777千円

（企業債の補正）

第3条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	1	1,073,500千円	借入方法 普通貸借又は債券発行	年 10 % 以 内	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条

2 借入資金 債券の発行価格は、知事が定める。  
政府資金その他

(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

起債の目的	補 限度額	正 起債の方法	後 利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	1,524,800千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年 10 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

該見直し  
後の利  
率)